

町立 5 施設の観覧料減免等に関する見直しの概要

制度の種類	見直し内容	理由	施行時期
学校等引率者 無料制度	児童 20 人につき引率 者 1 人を無料 ↓ 人数制限の廃止	少子化などの影響により、少人数グループ活動が増えてきたため実情に合わせる。	平成 31 年 4 月 1 日から 観覧料の減額 に当たるため、すみやかに実施
障がい者等 無料制度	障がい者及び 付添人 1 名まで割引 ↓ 障がい者・要支援者・ 要介護者及び 付添人 1 名まで無料	2020 年のパラリンピック開催を見据え、障害者及び要支援者・要介護者の外出支援を図り、町の福祉政策を内外に PR する。	
土日祝日 小中学生 無料制度	無 料 ↓ 廃 止	学校週休 2 日制導入に合わせ、平成 6 年に誘客目的で導入した本制度は、すでに週休 2 日制が定着し、誘客効果も限定的であるため、受益者負担の適正化の観点から廃止する。 なお、町内の学校等の行事の場合は、これまで通り無料とする。	平成 31 年 7 月 1 日から 観覧料の増額 に当たるため 一定の周知期 間を設け実施
高齢者割引 制度 (65 歳以上)	割 引 ↓ 廃 止	高齢者の外出支援のため、平成 11 年の国際高齢者年に導入した本制度は、近年の高齢化からアクティブシニアが増加し、町に訪れる高齢者世代は、最も自由にお金を使える世代となってきたため、受益者負担の適正化の観点から廃止する。	
町民無料制度 (住所を有する者及び別荘所有者（同居の親族を含む。))	年間を通じて無料 ↓ 町民無料の日を設け、 期間を限定して無料	これまで年間を通じて免除していたが、受益者負担の適正化の観点から見直し、町民無料の日を限定することで、メリハリをもった制度に変更する。	平成 31 年 10 月 1 日から 町民に関わる 増額のため、 相当の周知期 間を設け実施